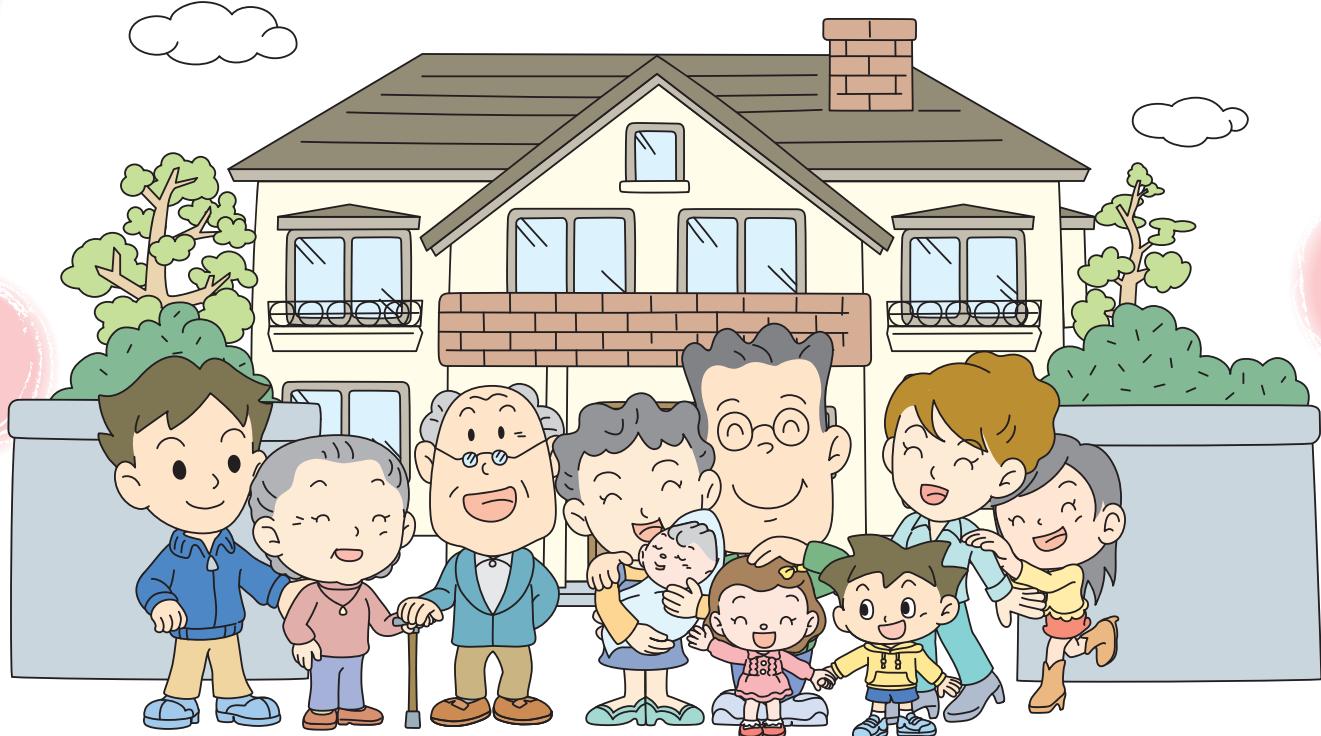


稚内市 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

概要版



平成27年3月

稚内市

1. 計画策定の趣旨

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、こうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法をはじめ子育て家庭に関する施策を踏まえ、「次世代育成支援行動計画」における取り組みを継承しつつ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

3. 計画の期間について

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画の修正が必要な場合は、計画中間年においても計画の見直しを検討します。

4. 基本理念

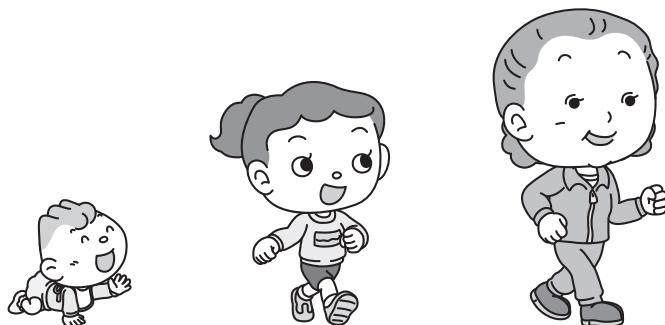
元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。

未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。

稚内市は全国で初めて昭和61年に「子育て平和都市宣言」を行って以来、市民が主役の「子育て運動」に取り組み、他に先駆けて充実した子育て環境を整備してまいりました。

また、平成16年に「ワイワイ子育て・楽しさ支援特区」という構造改革特区を取得して、いち早く「幼保一元化」の推進に努めてまいりました。

こうした取り組みは、子ども・子育て支援法の趣旨と合致するものであり、今回策定した、「子ども・子育て支援事業計画」を通じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、これまで長年にわたり取り組んできた「子育て運動」を礎に、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、環境整備を今後も引き続き取り組んでいきます。



5. 子ども・子育て支援事業計画の体系について

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策
元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。 未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。	【視点1】子どもの育ちを支える	目標1 幼児期の教育・保育の充実	1 提供体制の確保と実施時期 2 教育・保育の一体的提供の推進 3 教育・保育施設の質の向上
		目標2 子育て支援重視の相談体制の充実	1 児童虐待防止対策の充実 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実等
		目標3 子どもの健やかな成長に資する環境の整備	1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子育てを支援する生活環境の整備
	【視点2】すべての子育て家庭を支える	目標4 子育て支援事業の充実	1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
		目標5 母子の健康増進の推進	1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 2 食育の推進 3 小児医療の充実
		目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 職業生活と家庭生活との両立の推進
	【視点3】地域全体で応援する	目標7 地域ぐるみの子育て支援活動の推進	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 子育て支援のネットワークづくり 3 子どもの健全育成 4 子どもの安全の確保



6. 提供区域の設定

計画では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供区域を定め、区域ごとの量の見込みや確保方策、実施時期などを記載することとなっています。

本市は、市域の広さ、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮し、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を市内全域とします。

7. 教育・保育施設の充実

教育・保育事業の充実を図るため、計画期間における量の見込みを定め、それに対する提供体制の確保策と実施時期を設定します。

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

稚内市では、地域の子どもが必要な教育・保育を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、計画期間内における量の見込みを設定します。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえ、提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定、2号認定（満3歳以上で、幼稚園を利用希望）					
量の見込み（①）	475人	466人	446人	439人	415人
確保の内容（②）	537人	537人	537人	537人	537人
2号認定（満3歳以上で、保育所を利用希望）					
量の見込み（①）	286人	303人	316人	338人	347人
確保の内容（②）	314人	314人	338人	347人	347人
3号認定・0歳児（保育所を利用希望）					
量の見込み（①）	35人	33人	35人	28人	27人
確保の内容（②）	30人	35人	35人	35人	35人
3号認定・1～2歳（保育所を利用希望）					
量の見込み（①）	138人	136人	133人	133人	127人
確保の内容（②）	136人	136人	136人	136人	136人

8. 地域子ども・子育て支援事業の充実

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業 (子どもと保護者の身近な場所で、情報提供や相談・助言をおこなう事業)					
確保の内容	-	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外保育事業 <延長保育事業> (通常の保育時間を延長して保育を提供する事業)					
量の見込み	187人	192人	197人	203人	204人
確保の内容	187人	192人	197人	203人	204人
放課後児童健全育成事業 <学童保育> (留守家庭の小学生に、放課後適切な遊び、生活の場を与える事業)					
量の見込み	216人	209人	215人	214人	220人
確保の内容	165人	195人	225人	225人	225人
子育て短期支援事業 <ショートステイ> (保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に子どもを一定期間養育する事業)					
量の見込み	56人日	56人日	56人日	56人日	56人日
確保の内容	56人日	56人日	56人日	56人日	56人日
乳児家庭全戸訪問事業 <ここにちは赤ちゃん事業> (生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師または保育士が訪問する事業)					
量の見込み	289人	273人	291人	236人	228人
確保の内容	【実施機関】稚内市健康推進課				
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等が訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行う事業)					
量の見込み	58人	57人	57人	55人	54人
確保の内容	【実施機関】稚内市健康推進課、稚内市こども課				
地域子育て支援拠点事業 <子育て支援センター> (公共施設や保育所等で、子育て中の親子の交流・育児相談等をする事業)					
量の見込み	1,035人回	1,015人回	1,017人回	949人回	893人回
確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
一時預かり事業 <①幼稚園 ②保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり(就学前)> (幼稚園や保育所などで家庭での保育が一時的に困難な場合に保育する事業)					
量の見込み①	12,480人日	12,220人日	11,700人日	11,700人日	10,920人日
確保の内容①	12,480人日	12,220人日	11,700人日	11,700人日	10,920人日
量の見込み②	1,713人日	1,705人日	1,697人日	1,661人日	1,599人日
確保の内容②	1,713人日	1,705人日	1,697人日	1,661人日	1,599人日
病児・病後児保育事業 (保育が必要な乳幼児等で病気や病気回復期にある場合、病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業)					
量の見込み	227人日	226人日	225人日	220人日	212人日
確保の内容	-	226人日	225人日	220人日	212人日
子育て援助活動支援事業 <ファミリー・サポート・センター(就学前)> (児童の預かり希望の「お願意会員」と、援助する「まかせて会員」との相互援助活動を連絡・調整する事業)					
量の見込み	328人日	313人日	314人日	305人日	306人日
確保の内容(高学年)	328人日	313人日	314人日	305人日	306人日
妊婦健診事業 (妊婦の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況など定期健診を公費負担する事業)					
量の見込み	4,060人回	3,934人回	3,948人回	3,696人回	3,248人回
確保の内容	【実施機関】稚内市健康推進課				

9. 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス、保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、情報提供を行います。

(3) 子どもの健全育成

児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成及び放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を推進します。

(4) 地域における人材活用

地域ニーズに応じた子育て支援を充実するため、地域人材を活用するとともに、世代間交流の推進を図ります。

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、予防接種等の充実に努めます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童生徒の問題行動未然防止や自殺の兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、心のケアを進める相談体制の充実、性や性感染症

予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し子どもの行動を受け止めるなど地域づくりを進めます。

(3) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、体験活動の取り組みを進めます。

(4) 小児医療の充実

小児医療の充実・確保及び小児救急医療について、関係機関との連携のもと、医療体制の充実に取り組みます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

次代の親となる中高生への子育てについての学習の場や乳幼児とふれあえる機会の提供、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりに取り組み、学校の教育環境の整備に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実、地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進等、地域社会全体で子どもを育てる意識の高揚と、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅と居住環境の確保に努めるとともに、安全な道路交通環境の整備、全ての人が安心して外出できる環境の整備、犯罪等の防止に配慮した安全・安心なまちづくりの推進を進めます。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる環境づくりのために、労働環境の改善に向けた情報提供に努める他、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行っていきます。

7 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動や、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

また、いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援します。



8 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

（1）児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応等に努めるため、関連機関との連携及び相談体制を強化します。

（2）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子家庭等対策総合支援事業、保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

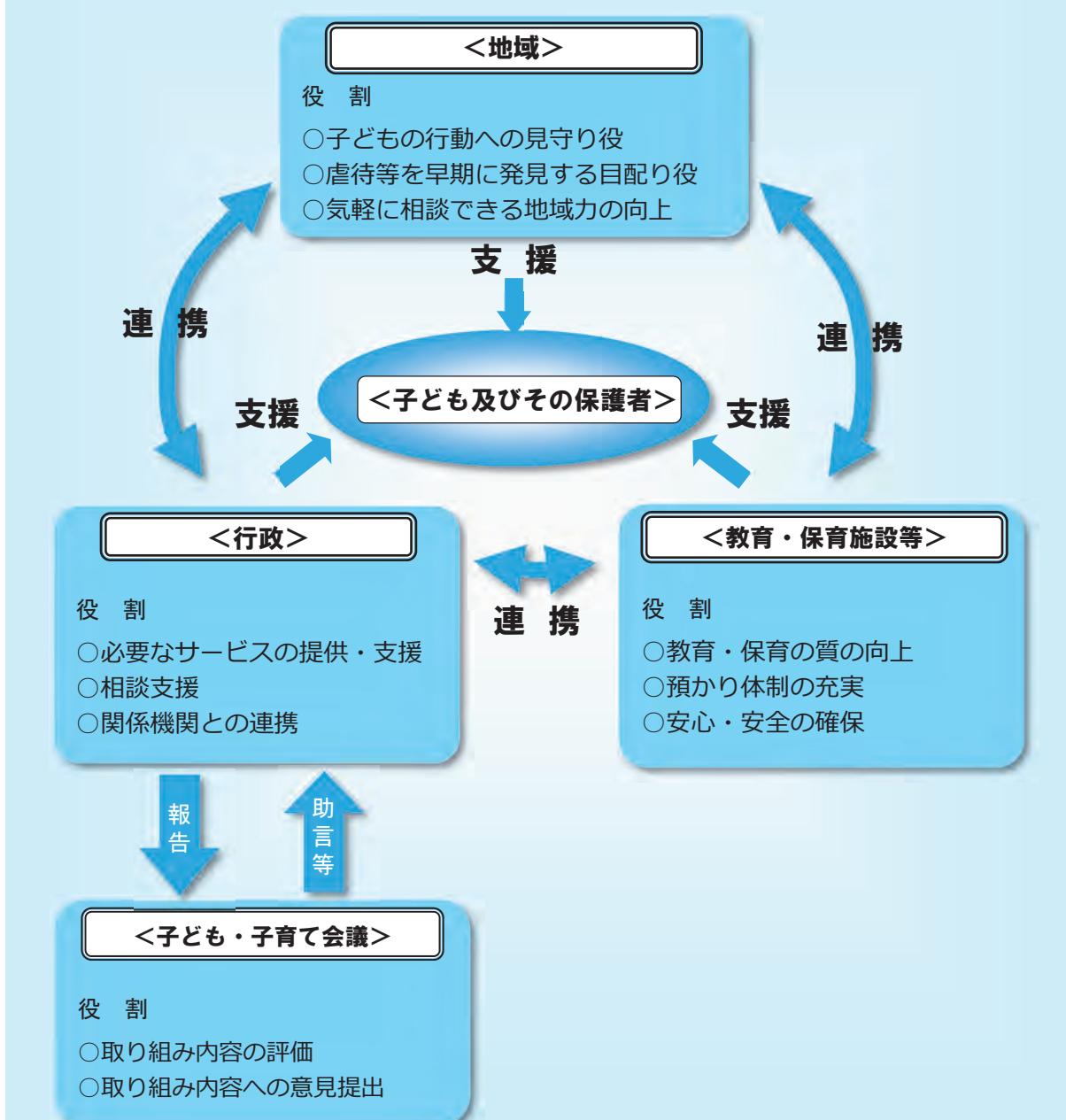
（3）障がい児施策の充実等

就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実を図ります。

また、乳幼児期から保護者の障がいの受容及び関係者との共通理解を深めることで、円滑な支援につなげていきます。

10. 計画の推進体制

稚内市子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



稚内市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

平成27年3月

■発行 稚内市

■編集 稚内市教育委員会 教育部こども課
〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
TEL 0162-23-6161 FAX 0162-22-1045
ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido>